令和５年１１月２７日　令和５年度第２回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和５年度第２回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループの手島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は１４名中１０名のご出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日の会議に使用いたします資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まずは、本日の次第

（資料１－１、１－２）第３期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

（資料２）就学前教育・保育施設の状況について

（資料３）委員名簿

（資料４）座席表

以上の資料１～４となりますが、すべてお手元にございますか。ないようでしたらお申し出ください。

資料１－２につきまして、アンケートのレイアウトに変更がありましたので、差し替え分を机に置かせていただいております。

それでは会議開催に先立ちまして、今回より新任期で子ども・子育て委員に就任していただく皆様への委員委嘱を行わせていただきます。それでは、田中福祉・子ども部長より委嘱状をお渡しさせていただきます。委員の皆様におかれましてはお手数ですが、その場にてご起立くださいますようお願いいたします。

＜委嘱状の交付＞

事務局：委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、田中福祉・子ども部長よりごあいさつをさせていただきます。

田中部長：福祉・子ども部長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

　皆様には、日頃より本市市政の推進に格別な支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

お忙しい中、大東市子ども・子育て会議にご出席賜り、ありがとうございます。近日では天気予報の通り、めっきり寒くなっております。お体にもご自愛くださいますようお願いします。

　先ほど、皆様に委嘱状を交付させていただきました。本日より、初めて子ども・子育て会議にご出席いただく委員の方もおられます。子ども・子育て会議は、子どもの育ちに関する課題を広く審議することにより、子どもたちが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めることを目的とした会議です。

本日は、本市における今後の子ども・子育て施策の指針となります、「第３期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた、ニーズ調査についてご審議いただきます。このニーズ調査は、子ども・子育て支援にかかる潜在的なニーズを把握するため、子育て家庭を対象としたアンケート調査を行うもので、事業計画の基礎となるものですのでよろしくお願いいたします。

　調査といいますと、ご案内程度ではございますが、先週１１月の２３日、勤労感謝の日の祝日の新聞にも記載がございました。ご存じの方がおられるかもしれませんが、国において幼児教育の効果・追跡調査と題して、来年度から１５,０００人の全国の５歳児を対象に小学校４年生まで５年間を追うとするものです。幼稚園・保育所・小学校・保護者にもアンケートを実施するとのことです。幼児期に受けた学びが、子どもの発達や小学校以降の学習にどういった影響を与えるかを検討し、教育政策の検討につなげるもので、世界的にも珍しい調査になっておりました。私たちは、こうした国の動きにも注視する必要がございます。

また年内には、「こども大綱」について閣議決定が見込まれております。本市におきましても、事業計画の策定を進めるにあたり、これから皆様とともに、法律や大綱の理念に沿って議論を深めていきたいと考えております。

　大東市の子どもたちが、豊かに健やかに成長するための環境整備や取組について、貴重なご意見を賜りますよう皆様にお願いを申し上げます。簡単ではございますが会議開催のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、本日お集まりいただいた皆様を、改めてご紹介させていただきます。（資料４）の名簿をご参照ください。順にお名前を読み上げますので、誠に恐縮ではございますが、自席でご起立願います。

＜委員紹介＞

委員の皆様ありがとうございました。なお、大東市公立小学校長会　会長　諸福小学校校長　田村委員、特定非営利活動法人まんまいーよ　理事長　勝田委員、および寝大畷地区協議会　象印マホービン労働組合　鳥居委員、一般公募　髙山委員におかれましては、本日日程調整がとれず、ご欠席と連絡をいただいております。

本日は、１０名の方に大東市子ども・子育て会議委員として委嘱させていただきました。ご欠席の方につきましても、後日に委嘱させていただきます。今後２年間、よろしくお願いいたします。

次に、本日出席しております事務局の職員の紹介をさせていただきます。

＜事務局紹介＞

続きまして、大東市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思いますが、「大東市子ども・子育て会議規則」第２条第３項の規定により、会長および副会長を置くこととなっています。

選出は互選となっておりますが、よろしければこちらから推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきたいと思います。会長につきましては、保育学科の学識経験者であり、幼稚園教諭及び保育士の養成をされております、四條畷学園短期大学教授の合田委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：合田委員よろしいでしょうか。

合田会長：はい。謹んでお受けいたします。

事務局：ご承諾いただきありがとうございます。次に、会長が不在の場合、「大東市子ども・子育て会議規則」第２条第５項の規定に基づき、この会議の進行管理をしていただく副会長の選出でございますが、児童福祉学科の学識経験者であります、名古屋女子大学教授の長谷委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：ご承諾ありがとうございます。では、合田委員に会長を、長谷委員に副会長をお願いいたします。会長には、いろいろとお世話をお掛けすると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、合田会長より就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

合田会長：今ご指名いただきまして、会長という大役を引き受けさせていただき、本当に身の引き締まる思いです。現在、第２期の計画が実施され、本日は、もう一つの議題としました第３期に向けての準備となります。毎回私も感じておりますが、ご出席いただいております各分野の委員の皆様方の貴重なご意見は、非常にありがたいと思っております。本日、改めて新しい委員も迎えて、気持ちを新たに大東市の子どもたちのために、ご尽力いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ご挨拶ありがとうございました。合田会長におかれましては席をお移りいただきますので、しばらくお時間を頂戴いたします。会長、お席の移動をお願いいたします。

　それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

合田会長：それでは、議題に入りたいと思います。本日の会議に、傍聴者の方が来られております。傍聴者の方々には「大東市子ども・子育て会議傍聴規則」の規定を遵守し、傍聴に臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議題の（１）に入らせていただきます。事務局から、議題（１）第３期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査についての説明をよろしくお願いいたします。

事務局：説明させていただきます。本市では、子ども・子育て支援法に基づく第２期大東市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援事業の目標や方向性を定めて推進してまいりました。第２期計画が令和６年度で終了するため、令和７年度以降の第３期計画の策定に向け、本年度中にニーズ調査の実施を予定しております。

　それでは、ニーズ調査票の案について、計画策定業務支援、業務の受託事業者でありますジェイエムシー株式会社の濱田様よりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

濱田(事務局)：私、濱田よりご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

　ではまず、資料１-１です。就学前児童のほうから説明をさせていただきます。今回、ニーズ調査の作成に先立ちまして、大阪府から調査票のひな型が示されました。そのひな型にある設問を中心に作成しております。設問の中身の構成ですが、国が設定している必須設問がございます。こちらが事業量の見込を算出するにあたり、必要な設問となっております。加えて、必須ではありませんが、国がこういうことを聞いてはどうですかと示している標準設問。大阪府独自に示している設問もございます。加えて、大東市オリジナルで追加した設問から構成されております。では、実際に中身を説明させていただきます。まず１ページをご覧ください。問１から問８までは、あて名のお子さんとご家族の状況についての設問です。お住いの地域や、普段、お子さんの面倒を普段みておられる方に関する設問です。

　続いて、２ページの問９から次のページの問１２－１が、子どもの育ちをめぐる環境について、子育てについての相談先の有無や、虐待についての設問を入れております。

今回、この問１１、１２、１２－１の３問が虐待についての設問です。新しく大東市オリジナルで追加を検討している設問です。近年、こども家庭庁が発足して、子どもの貧困、いじめ、虐待などの社会問題への対応が急がれています。虐待について問う設問が、第２期の事業計画ではございませんでしたので、今期新たに追加を検討しております。

　続いて３ページをご覧ください。問１３から問１４にかけて、あて名のお子さんの保護者の方の就労状況についての設問です。

　そこから４ページの問１５から、６ページの問２０が、保護者の子育てに対する意識について、子育てへの意識や、お悩みについての設問です。今回、問２０は、お子さんがたくさんおられる家庭、家族の方について、新規で設問の追加を検討しています。

　６ページの問２１から８ページの問２２－１が、平日の定期的な教育、保育施設やサービスの利用状況について、「実際にどんな施設をどれくらい使いたいですか」という利用意向の設問です。ここからは、このような保育施設の利用意向に関する設問や、事業量を見込むための必須設問が多く含まれています。

　８ページの問２３から次のページ９ページの問２３－４が、平日の定期的な教育、保育事業を利用する方で、お子さんが病気になった際の対応についての設問です。

　続いて９ページの問２４から問２５です。こちらが土曜日、休日や、夏休み冬休み等の長期休暇中に、教育保育施設の定期的な利用意向についての設問です。

こちらは、問２４、２５ともに必須設問になっております。

　続いて１０ページの問２６から１１ページの問２９が、幼稚園や保育所、認定こども園等の不定期な利用や、宿泊を伴う一時預かりについての利用意向の設問です。問２９が、今回から新しく追加を検討している設問です。令和６年度より国が導入を予定している「子ども誰でも通園制度」の利用意向についての設問です。

　続いて１２ページから、１２ページの問３０から次のページまで選択肢が続いております。問３２が、地域子育て支援拠点事業の利用についての設問です。

　そこから１３ページの問３３から次のページ１４ページの問３６です。そちらが、小学校就学後の放課後の過ごし方についての設問です。放課後児童クラブ等のサービスの利用意向について算出するための設問です。ここまでがサービスの利用意向についての設問です。

１５ページからは、また別の問いが続きます。

　１５ページの問３７から次のページの問４０が、育児休業や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度について、子育てと仕事の両立についての設問です。中でも問３７―３が、今回新しく追加を検討している設問です。勤務先に、育児のために３歳まで休暇を取得できる制度があった場合は、「お子さんが何歳何か月の時まで休暇を取得したかったか」という設問を、今回新たに追加を検討しております。

１７ページの問４１から４２、４３が、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保について、外出や遊び場についての設問です。この設問は全て、大阪府が独自で示している設問です。

続いて１８ページは、大東市への要望や、大東市への居住年数、住み続けたいか、または住み続けたくない理由を問う大東市オリジナルの設問が多いです。この問４４では、大東市における子育て環境や子育て支援への満足度を尋ねる設問を、今回新しく追加を予定しております。問４８には自由記述で、自由に子育て環境や子育て支援に関して、意見を伺う設問です。

　以上が就学前児童用の調査票です。全部で７６問掲載しております。

　続いて、資料１－２就学児童用の調査票をご覧ください。基本的な構成は就学前児童用と同じです。こちらについては、国から示されている必須設問がございませんので、国の標準設問、府から示されている設問、加えて大東市オリジナル設問の３つで構成しております。就学前児童用よりも、問題数は少なくなっております。

　では、１ページをご覧ください。あて名のお子さんとご家族の状況について、お住まいの地域や、お子さんの面倒をみている方について問う設問です。おおよその内容は、就学前児童用の設問と同じです。　　問９、問１０、問１０－１で、児童虐待についての設問を新しく追加を検討しております。

問１１から次のページの問１２は、あて名のお子さんの保護者の就労状況に関する設問が続いております。

４ページ、問１３から次のページの問１６までが、子育てに対する意識について、子育てに対しての意識や、悩みを聞く設問です。こちらの問１６も就学前児童用の調査票と同様に、今回新しく追加を検討しています。

　続いて、５ページの問１７から７ページの問１７－８が、あて名のお子さんの放課後児童クラブの利用に関する設問です。就学前児童用の調査票では、保育サービスの利用に関する設問が続いていましたが、就学児童用の調査票では、放課後児童クラブの利用意向についてのみ、まとめられております。

　続いて７ページから８ページにかけて、病気の際の対応や、不定期な一時預かりの利用意向に関する設問です。

　８ページの問２１から次のページの問２３まで、仕事と子育ての両立に関する設問がございます。

　そこから９ページの問２４から次のページの問２６にかけて、あて名のお子さんの普段の過ごし方について、こちらの設問は、就学児童用の調査票でのみ、掲載している項目です。平日や、放課後のお子さんの過ごし方、子ども会への参加意向を聞く内容です。

　続いて１０ページから１１ページ問２７から問２９です。こちらが地域での自然体験などへの参加について、こちらも就学児童用の調査票でのみ、掲載している項目です。お子さんの地域での自然体験・社会参加・文化活動などへの参加意向についての設問です。

　１１ページの問３０、問３０－１が、子育てを支援する生活環境の整備や、安全の確保に設問です。

　続いて、１２ページの問３２から問３５です。地域の子育てについて、子育てをしていく上で、地域との関わりについての設問です。

　最後の見開きです。１３ページ、１４ページにかけて、就学前児童用の調査票にも掲載しております市役所などへの要望や、居住年数、居住の意向に関する設問です。就学前児童用の調査票と同様に、問３９に自由記述で要望や、意見を伺う設問がございます。

　以上で資料１－１と１－２の調査票の説明を終わります。

合田会長：ありがとうございました。今、説明がありましたニーズ調査につきまして、ご質問等各委員の皆様ありましたら、挙手をお願いいたします。

Ａ委員：以前もお話しましたが、療育の必要な子どもが通う施設については、記載がないと思います。サービスとしては掲載されていますが、施設としては載っていないことを疑問に思いました。大東市には、療育施設もあることを記載すべきだと思いました。

合田会長：Ａ委員からのご質問について、療育施設が記載されていないのは何故でしょうか。

事務局：今回のニーズ調査の目的としては、第３期の事業計画の計画を策定するためです。この計画の中に、いくつか今後の事業について数値目標を立てるというものございます。それは保育所や、幼稚園、地域の様々な子育てサービスを網羅しているものであり、今回はその計画に定められている、この目標を作りなさいという事業の数値目標を立てるための調査となっております。そこに該当しない事業、例えば、療育等については、国や府が示す調査票の案には盛り込まれておりません。国の調査としては療育等については対象から外れておりますが、調査票案に入っていない支援ニーズについては、事業計画を作成する中で様々な盛り込み方ができると思います。そこで例えば、要支援の方の取組について記載することができればよいと思います。

Ａ委員：現在、ボーダレスの負担が非常に多い中で、大東市独自の設問として療育施設や安心できる場所があることを盛り込んだほうがよいと思いましたので質問しました。

合田会長：要望ということでよろしいでしょうか。

Ａ委員：何か物足りない気はします。現場でも非常にその辺が重要であり、軽いことではないので、何とかならないかと思います。

合田会長：何とかならないかということですが、いかがでしょうか。また、検討して新たに設問を追加しますか。

事務局：施設やサービスの認知度につきましては調査をさせていただいております。今回の調査票は、市内の子育て家庭を無作為に抽出して、全部で２,３００世帯の対象者に発送しますが、中には療育センターの利用が必要でない方も含まれます。そういった方に対して、ニーズの洗い出しをするために、個々の調査票を変更するかにつきましては、確約はいたしかねますが一度検討したいと思います。

Ａ委員：わかりました。ありがとうございます。

合田会長：他に何かご質問がありましたら挙手をお願いします。

Ｂ委員：(ニーズ調査の内容に)合っているのかわかりませんが、現在、学習格差も多くあると思います。経済的な事情から、子どもを塾に通わせられない家庭も多々あると思います。今回のアンケートでも、該当する家庭や子どもがどれだけ存在するかわかりませんが、本当は塾に通わせたいが、経済的な事情で通わせられなくて、困っている等の設問を加えてほしいと思います。教育関係は専門外ですが、区長として、一般市民として入れてもらえたらと思います。

私は朝の登校の見守りを行っていますが、その中でも家庭の状況等、経済的な状況による学力格差があると感じており、できれば何らかの方法で支援していただけたらと思います。大阪市など補助金が出る市町村もありますが、大東市は制度がありません。実際、予算が必要なことですから難しい問題だと思いますが、アンケートで質問した上で、ニーズが多いのであれば、大東市でも検討が必要ではないかなと思い質問しました。

C委員：ニーズ調査票を拝見しましたが、５ページについて「限定３人以上、お子さんが３人以上、双子や三つ子」という設問箇所には、１番に塾や習い事への経済的支援というのが入っていました。今いただいたご意見というのは、この限定的ではなく一般のところに設問があればよいということでしょうか。可能であれば、そんなふうにすれば今のご意見を反映することができると思いました。

合田会長：事務局から回答をお願いします。

事務局：学校教育の話ではありますが、事業計画のニーズ調査に関わりますので、私のほうから引き続き回答させていただきます。

　今回の事業計画につきまして、趣旨としては、基本的には福祉目線で、子どもたちの成長を支えるために、どのような制度が必要なのかという取組の中で、そこに焦点を当てた計画を作る内容となっております。先ほどおっしゃられた経済的な支援、塾代助成については、基本的には最低限のラインまで引き上げていくという取組よりも、そこから上のランクへ子どもたちを引き上げていく教育目線の取組であると思っています。そのような理由で、現段階ではこの調査票には盛り込まれてないと思っています。ただ、事業計画には、就学年齢について大都市と比較も盛り込んでいきますので、先ほどおっしゃった取組についても、別の目線から検討させていただき事業の実現の軸を立てていくと思います。この内容について盛り込んでいくことは、国の通達では届いておりませんので確認をいたします。

合田会長：ありがとうございました。他に質問はありませんか。

Ｄ委員：質問が３点あります。１点目の質問について、就学前児童用と就学児童用の両方の設問にもありますが、大東市独自の設問において、就学児童用では問１１～１２に、児童虐待に関する設問が追加されています。なぜこのような設問にしたのかわかりません。問１１に「１．ある」、「２．虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」、「３．ない」と選択する設問がありますが、児童虐待についての定義を載せるは可能でしょうか。虐待には、心理的虐待・身体的虐待といった種類もあると思います。一般の方はなかなか知らないと思いますが、私も専門職で働いていた経験があるので理解できますが、例えば身体的虐待とはどういうものを指すのか、一般の方はなかなか想像がつかないと思います。ほとんどの方は２番を選択してしまうと思います。ここに定義を入れることで、少し解像度上がり、設問がもう少し具体的になると思います。あえて記載していないのかもしれませんが、このような定義が載っていればよいと思いました。

合田会長：まず一つ目の、児童虐待、新設の設問内容については、もう少し丁寧に説明したほうがよいのではないですかというご意見でした。いかがでしょうか。

事務局：今回の調査票では、新しい言葉や、わかりづらい言葉については、できるだけ注釈を入れる方向です。虐待に該当するか否かについては、判断が難しい場合もあると思いますので、注釈を入れる方向で調整していこうと思います。

合田会長：ありがとうございました。

Ｄ委員：２点目は、細かい言葉の表現ですが、就学前児童用の１６ページ問３７－３の「お勤め先に、育児のために３歳まで休暇を」という記載について、今まで休業という言葉で表現されていました。なぜ、この箇所では休暇と表現されているのでしょうか。細かいことですが、私も就学児と就学前児童の子どもがいます。父親が働いているのに、休暇と書かれていると意味が変わると思います。言葉の表現は統一していただきたいです。

事務局：休業に修正します。

Ｄ委員：他にもありましたら、修正していただきたいです。

合田会長：それでは、休暇ではなくて休業に修正をお願いします。

Ｄ委員：３点目は、別の分野かもしれませんが、要望があります。就学児童用のニーズ調査票には、学校に通えていない子どもに関する設問を追加していただきたいです。公表されている内容によると、大東市だけでも30日以上欠席している児童が315人おり、令和２年からは２倍以上に増加している現状があります。私の子どもも五月雨登校になり、これまで普通に学校に通えていたことができなくなりました。学校に通えている子どもの親ならこの設問に回答できますが、学校に行きづらい子ども、もしくは日中に家に子どもがいる場合は、回答しづらいと思います。放課後児童クラブについての設問が多いですが、日中の時間帯に子どもが一人でいる家庭は多いと思います。病欠や、本当に学校に行けない等の事情がある子どもたちへ、福祉的な眼差しを取り入れていただきたいです。これは学校での範囲になっており、今後増加するという見込で国も出しています。何らかの福祉的な視点を少し取り入れていただきたいです。例えば学校に行けない子どもに、児童デイの対応というのは現状としては難しく、日中預かりの事業所もないので、福祉的な観点を考えていただきたいです。

合田会長：３点目は要望ということですね。不登校、学校に行ってない子に対する視点というのも、必要ではないかという意見について、何か検討することはありますか。

事務局：就学児童の平日の過ごし方で言いますと、設問１６あたりからです。基本的には、放課後の子どもたちの過ごし方という形で、質問しています。おっしゃるように、学校に入学した後のほうが、不登校の子どもたちの居場所がないことが、一つの課題だと思います。少し検討させていただき、ある程度こういう調査でも拾っていけたらよいと思います。今回のニーズ調査で盛り込むかについては、少し検討したいと思います。

Ｄ委員：少し追加してもよろしいですか。変更していただく際に、不登校の子どものために、休業もしくは退職されている方も多いと思います。なかなかデータで見えてこないですが、体感では多いと感じています。フルタイムからパートに変更する等、介護休業に近い感じです。どうしても仕事を辞めざるを得ないという方も多くおられるので、これは不登校の調査になるかもしれませんが、ご検討いただけたらと思います。

事務局：なかなか実態としては、拾えていないところもあります。おそらく、不登校のお子さんがいる保護者の就労にどのような影響が出ていて、生活、経済的な困窮が発生しているのか、我々も正確に把握できていない部分があります。そのあたりを、どのように拾えるかという視点も踏まえながら、検討していきたいと思います。

合田会長：ありがとうございました。他、ご質問等ございましたらお願します。

Ｅ委員：国により一定のベースで決められた設問があることは理解していますが、委員の皆さんがおっしゃった大東市個別の設問について、可能であれば別個で作っていただきたいです。予算面、費用面等、様々な事情があると思います。後ほど何点か質問させていただく内容でもありますが、大東市が子育てしやすいまちづくりを行っていく上で、どのようなニーズがあるのか調査したほうがよいと思います。先ほどの虐待や塾の件についても、ニーズ調査を行った後は、その回答内容をどうしていくのか、数を取るだけになってしまわないか。ニーズ調査の回答を基に、大東市としてはこのような受け皿を用意していくという数値目標や、エビデンスにしていただけるほうが、アンケートを取る意味があると思います。アンケート内の文言が難しく、私も「この休業と休暇は何だろう」と思いながら読んでいました。おそらく、育児休業以降の２歳から３歳までの休暇制度が会社にあった場合の利用意向を問う質問だと思いますが、文章がわかりづらいので、可能であれば変えたほうがよいと思います。

事務局：第２期の事業計画が来年度末で終了し、来月からは第３期計画に向けたニーズ調査を実施してまいります。我々としても計画書をもって、プランメッセージとして、いろいろアピールを行うつもりですが、大東市の特徴を表した施策や、取組をこの計画の中に盛り込んでいきたいと思います。

一点、難しいと感じていることは、ニーズ調査の母数が２,３００件になりますので、その中で不登校など難しい環境にある限定された子どもたちの状況を、どのくらい汲み取れるかについては、ニーズ調査の性格上難しさを感じています。あまり時間はありませんが、しっかり検討していきたいと思います。

Ｅ委員：ありがとうございます。それに関連して、２つ目の質問というか要望です。今回のニーズ調査は、計画策定のために実施するものですので、それとは別に大東市独自のアンケートを継続的に行っていただきたいです。抽出する人が２,３００人であれば、方向を変えていけば一定数網羅でき、継続的に行うことで本当のニーズが見えてくると思います。「こども誰でも通園制度」が来年、試行的に事業実施される中で、第３期事業計画の頃にはどうなっているのかという話ですよね。隠れている虐待や、療育、虐待につながるような育児放棄等をアンケートから汲み取り、大東市としてどうするのかが重要だと思います。これは５年間継続の事業計画とは別に、もう少し詳細な状況がわかるようなアンケートを１年に１回程度、継続的に行っていただけるとありがたいです。「こども誰でも通園制度」も、放課後児童クラブじゃないですが、放課後デイでも実施できそうな制度になっています。何を目的として行うのか。それを大東市の保護者たちが、レスパイト（休暇・休息）のために使われるのであれば良いのかもしれませんが、先程から意見として上がっている虐待や、放置、子育ての不安につなげるのであれば、言ってみれば大東市としての「こども誰でも通園制度」は、こういうことに是非使っていただきたいという思いを持って、実施してほしいです。制度ができたから、利用してくださいというよりも、他につなげられるような形で行っていただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

事務局：今回の調査は、基本的には国主導で目的があって進める内容であるため、そこに沿って大東市の独自のニーズを掴んでいくのは、難しいところがありますが、例えば調査の対象となる方を募集して、ウェブ上で調査を行うことで、継続的にニーズを把握していくなど、施策につなげられるような取組について検討していきたいと思います。

Ｅ委員：そのあたりの情報を収集していただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

合田会長：他、何か質問はありますか。

Ｆ委員：Ｅ委員の意見と重なる部分があるかもしれなませんが、５年ごとのニーズ調査ですので、大東市の取組、課題等、各家庭の困りごとを明らかにするという目的はわかりますが、個人的な印象としては、非常にネガティブな設問が多いです。例えば、就学前児童用の問１６「子育てを楽しいと感じますか。つらいと感じますか」という設問の次の問いからは、つらいと感じている方向けの設問しか載っていません。子育は本来、つらいことばかりではなく、喜びや良さもあると思います。一つくらいポジティブな設問があっても良いと思います。

また、国の必須設問もありますので、例えば５年前のニーズ調査と同じ設問も結構あると思います。大東市として、５年前と今回の調査において、同じ設問でもどのように違いが出ているのか比較していただきたいです。５年も経過すれば、社会情勢も変わっていると思います。コロナの感染拡大もあり、それぞれ意識も変わっていると思います。何が変わったのかという点を比較検討していただけたらと思います。あくまでも、意見として発言しました。

次に、問２９「こども誰でも通園制度」について、令和６年度から実施されるように読み取れますが、実際は現時点では、令和５年度、６年度はモデル事業だと思います。事業が本格化されるのは、令和７年度のはずです。一部報道で前倒しされる話が出ていましたが、令和６年度のモデル事業を拡大するのを５年度の終わりに前倒しだけで、現実には令和７年度からの実施予定です。この文言は少し修正されたほうがよいと思います。実際には、令和６年度にモデル事業が拡大されますが、市町村が手を挙げないと、例えば市内の施設が制度の利用を希望してもできない仕組みになっています。大東市として、令和６年度に向けて手を挙げる意向があるのかについて、伺いたいです。

合田会長：質問が２点ありました。比較的ネガティブな問いが多いというのが１点、もう１点は「こども誰でも通園制度」がスタートする表記が少し違うという質問です。よろしくお願いします。

濱田(事務局)：ネガティブな設問が多いというご意見につきまして、問１６からにかけての部分が、まさしく府から示された設問をそのまま盛り込んでおります。ご指摘いただいたとおり、ネガティブな問いが多くなっております。もう少し、ポジティブな設問が取り入れられないか検討させていただきます。

今回の調査と５年前との比較につきましても、報告書等で対応できないか検討させていただきます。

事務局：調査票に記載しております「こども誰でも通園制度」につきまして、国の案は表現がより複雑で、もう少し簡潔な表現にして今の状態です。おっしゃることは我々も承知しておりますので、もう少し誤解のない表現にしたいと思います。この制度につきましては、国からの説明が何度かありましたが、まだ正直、我々も内容を把握できていない部分があり、また制度としても、確定しきれていないように見えるところが多々あるため、現段階でモデル事業として進めていくべきか非常に悩んでいます。元々の趣旨は、支援の必要な子どもや孤立する子どもたちの救済として始められて検討が進んできたと思いますが、ご存じのように制度の形が大分変わり、条件化して利用希望者は、ひと月あたり１０時間が上限となっています。そうしますと、救済すべき家庭に手が届かないのではないかという不安もあります。もう少し国の制度が固まるのを待って、その上で必要な制度であれば、前向きに進めていきたいと考えています。

Ｆ委員：私が聞いた話ですが、令和５年度、６年度のモデル事業については補助事業であり、モデル事業を受けた所は、例えば施設を整備する費用や人件費が補助されています。実際、本格的な実施が始まると給付事業に切り替わるので、補助が出ないのではないでしょうか。７年度から全市町村一斉に、利用するとなれば、施設によっては保育室を改修する費用が発生します。その補助を受けるためには、６年度にモデル事業を行うほうがよいと聞いたことがあります。当園は現時点では、予定はありませんが、もしかしたらモデル事業の補助を受けたい施設もあるのかなと思いました。その辺りも考慮した上で、ご検討いただきたいです。

事務局：後日、こども家庭庁が入ったウェブ会議がありますので、確認します。

Ｆ委員：お願いします。

Ｃ委員：アンケート調査は、そもそも回答が一定数集まらないと実態が把握できないと思います。このニーズ調査アンケートの回答を郵送で返送する方法は、国から指定されているのでしょうか。先ほど、ウェブ回答に関する話がありましたが、書くことに対してかなり面倒だと感じる人が多く、例えばスマホで簡単に回答できるならば、回答してくれる人が増えることもあると思います。追跡調査をするにも、データ上で回答されているほうが、後の処理が簡単だと思いました。おそらく予算の関係もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：調査方法については、紙に限定されておらず例えばウェブ回答でも構いません。調査方法について事前に検討した結果、紙で実施することとしました。理由としては、アンケートの設問が非常に多く、紙の場合は受け取った時に設問のボリューム感を見られるのでわかりやすいですが、ウェブの場合は、スマホ画面に全てのデータを入れると相当なボリュームになります。スマホ上で回答する方にとっては、設問の終わりが見えづらいところがあり、途中で回答を止めるのではないかという懸念がありました。ただし、今の子育て世代の方はスマホの扱いに慣れていると思いますので、ニーズ調査は次期事業計画でも、引き続き行われると思いますので、調査の取り方についても、紙媒体と電子媒体ではどちらが良かったか質問して、より良い方法を検証していきたいと思います。

Ｄ委員：私自身３０代で、まさにニーズ調査の対象者となるような世帯ですが、紙で行うよりも、例えば「この問２１に○をした人はこちらへ」という操作設定を行えば、ウェブ上で選択したら自動的に、次に回答する設問へ移るので、ウェブはとても融通がききます。７０問というボリュームを考慮した結果、紙で行うと伺いましたが、紙のアンケートを見て、「ここに○をつけた方のみ次はこの設問へ」と紙のページを捲るよりも、ウェブの回答フォームで「今どの段階です。何パーセント終えました」と表示された進捗状況が見られるので、アンケートの終わりが見えず、途中で回答を辞める問題は解決できると思います。例えば、大東市のLINEを用いて回答した場合は、１０分程度で終わると思います。私の年代で言えばですが、紙よりもウェブが答えやすいです。紙の調査票が２人分届いた場合に、２０分～３０分はかかると思うと回答する意欲を失います。

合田会長：紙よりもウェブ回答のほうがよいという意見がございました。今から変更は無理でしょうか。

事務局：ここのようなジェネレーションギャップや、意識の違いはあると思いますので、そこは謙虚に受け止めたいです。

Ｇ委員：放課後児童クラブでも、家庭・地域教育課がニーズ調査を実施しました。私たちはアンケートを配布する立場でしたが、紙で答える人も、ウェブで答える人も両方いました。家庭・地域教育課で取りまとめた回答を見たところ、「利用料が高い」「もう少し配慮してほしい」等の要望があり、これらの要望は昔からありましたが、その割合が今回の調査でわかったという状況です。アンケートの結果を受けて、今年度から保育料や時間帯の変更を行いました。現場としては本当に大変ですが、そのようなニーズがあることを知るのは必要だと思います。

放課後児童クラブの調査結果では、虐待はありませんでしたが、保護者の皆さんは本当に丁寧に回答されていました。記述で回答する箇所では、良い結果の答えばかりではなく、大阪市は利用料が安いのに、なぜ大東市は高いのかという意見もありました。管轄が違うからですが、保護者にとってはわからない状況だと思います。

このようなニーズ調査は、保護者の心がわかる機会だと感じています。子どもを受け入れる側としては、アンケートの回答に対応して何からやろうと思うと予算が必要なことですで、アンケートに回答してくださいと言うだけでなく、やはり現場や保護者の声を聞きながら行っていただきたいと切に願います。

合田会長：Ｇ委員からは、去年の実体験のお話をいただきました。

Ｇ委員：いろいろな保護者がいらっしゃる中で、家庭・地域教育課は対応について考えてくださったと思います。

事務局：おそらく、掘り下げて一つ一つの事業をもっと良いものにしていこうと思うと、このような広く浅い調査票ではなく、もっと事業に特化した調査が必要だと思います。先ほど意見がありましたが、去年の放課後児童クラブの調査をされたように、別の方法で掘り下げていきたいと思います。それは引き続きそれぞれの担当課で行っていこうと思います。

合田会長：他いかがでしょうか。

Ｅ委員：前回アンケートの回収率の数値はありますか。

事務局：就学前児童で前回４９％、就学児童で４４.８％の回収率です。回答は紙ベースです。

Ｅ委員：回収率を上げるというのもアンケートの基本ベースにあると思います。前回のアンケート調査について子ども・子育て会議で議論した際に、どなたかの案でマクドナルドの商品券を５００円あるいは１，０００円を付けたらどうかという意見もあったと思いますが、その世代によってニーズがあり、何が喜ばれるのかなというのもあると思います。国のアンケートでは差し障りがあるかもしれませんが、おっしゃったような大東市独自で行うアンケートでは、行政なので厳しいとは思いますが、そういったものも加味しながら、回収率を上げる試みも計画に入れていただけたらありがたいです。

事務局：今回、回収率を上げるため取り組みで、調査票を送った方に対して少し期間を空けて、回答をお願するハガキの送付を検討しています。やはり回収率が５０％を超えないと、感覚的には実態を掴むことは難しいと思います。前回は５０％を少し切る数字でしたので、今回はもっと回答率が上がるように努めてまいります。

合田会長：他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。引き続きまして、議題（２）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは議題（２）としまして、令和５年１１月現在における、本市の就学前教育・保育施設の状況について、３点ご報告させていただきたいと思います。

　資料２をご覧ください。まず１点目は、本市西部の小規模保育事業所「ひだまり保育園」の閉園に関するご報告です。資料１ページ目をご覧ください。ひだまり保育園は０～２歳までの子どもの保育を行う定員１５人の小規模保育事業所として、年度当初に待機児童が発生しておりました、平成２９年度に事業を開始しましたが、特に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和２年度以降、入所児童数が利用定員を大幅に下回る状況が続いており、事業継続が困難となりました。このため、令和６年３月３１日をもって事業の終了を予定しております。今回の閉園により、０歳児が３人、１歳児が４人、２歳児が５人の、合計１２人分の３号認定保育利用枠が減少する見込みとなっております。

この、「ひだまり保育園」の閉園の影響についてですが、最初に『（４）小規模保育事業所の入所状況』をご覧ください。本市におきましては共働き家庭の増大等を要因とする待機児童の対策の１つと致しまして、平成２８年より３０年にかけて、民間事業者の協力をいただきながら小規模保育施設４カ所を開設いたしました。この取り組みの成果もあり、平成３０年以降現在まで、年度当初の待機児童は発生しておりませんが、一方で次のページのグラフ１にもありますように、就学前人口は一貫して減少傾向となっておりますことから、近年特に西部地域において小規模保育事業所の利用者が減少しており、令和４年度にはひだまり保育園等２施設の利用定員の引き下げを行いましたが、ひだまり保育園については令和４年度以降も一貫して利用が減少しておりました。運営法人におかれましてはこの間、経営的な困難を抱えながらもギリギリまで運営の継続に取り組んでいただきましたが、今年度に入り入所率が３割を切る状況となりましたことから、閉園を決めさせていただいたものです。

　これを踏まえまして、次の『（５）子ども・子育て支援事業計画との整合性』をご覧ください。令和元年度末に策定いたしました、「第２期子ども・子育て支援事業計画」は、令和２年度から令和６年度の５か年における、子ども・子育て支援サービスのニーズと供給体制の見込みを立てるものです。事業計画では令和６年度当初に、潜在的な利用ニーズである『量の見込み』１，１３０人に対し、同数の１，１３０人分の３号認定保育利用枠を確保するものとしておりましたが、今回のひだまり保育園の閉園により、３号認定の利用定員が１２人分減少することから、来年度当初の３号認定保育利用枠は１,０７２人となり、計画上の『確保の内容』を下回ることとなりますが、一番下の表２『地域別利用状況』のうち、ひだまり保育園が所在する西部地区におきましては、過去３年間の年度当初在園児数が３３０人から３４０人で推移しておりますことから、来年度当初に３５８人分の保育利用枠を維持することにより、引き続き必要とされる保育の提供が可能と見込みます。

　次に２点目として、公立幼稚園の状況でございます。資料３ページ目をご覧ください。大東市におきましては、令和４年４月１日に北条幼稚園と北条保育所が施設合併を行い、幼保連携型認定こども園に移行したため、現在の公立幼稚園は市西部にあります「諸福幼稚園」のみとなっております。諸福幼稚園は定員１５０人の施設ですが、北条幼稚園と同様に入所希望者が年々減少しており、令和５年４月当初の在園児数は３２人となっている他、来年度の入園希望者数は現時点で５名にとどまる等、集団生活の体験の場としての公立幼稚園の運営への影響が懸念される状況となっております。このため、市といたしましては、近隣地域における利用ニーズの状況等を踏まえ、公立幼稚園の在り方について早急に検討を行ってまいります。

　最後に、『３．認定こども園等への移行予定施設について』です。詳細につきましては、次回の子ども・子育て会議で改めてご報告させていただきますが、来年度の認定こども園等への移行予定につきまして、現在移行希望をいただいております施設の報告をさせていただきます。

民間保育園の氷野保育園、江ノ口保育園の２園につきましては、令和６年４月１日より幼保連携型認定こども園への移行予定となっております。また、大東中央幼稚園につきましては、同じく令和６年４月１日より、私学助成幼稚園から施設型給付幼稚園への移行を予定しております。

　以上で説明を終わります。

合田会長：ありがとうございました。今の３点の報告につきまして、皆さん何かご質問等ございましたら挙手をお願します。

Ａ委員：私学助成幼稚園から施設型給付幼稚園の意味がわからなので、説明をお願いします。

Ｆ委員：Ａ委員が元々イメージされている従来の幼稚園が、私学助成幼稚園という私立の小学校・中学校・大学と同じ私学助成法という法律の中で運営されている幼稚園です。認定こども園ができるまでは、幼稚園は全て私学助成幼稚園でした。新制度ができて、幼稚園は、元々の幼稚園として残っている園と、認定こども園という新制度に移った園に分かれました。この新制度の中でも、認定こども園へ移行した幼稚園と、施設型給付という制度だけ移って幼稚園のままという園もあります。この施設型給付幼稚園というのは、補助の仕組みが新制度に移り、私学助成園の場合は大阪府が管轄の窓口です。わかりやすく言うと、施設型給付に移行した場合は窓口が、窓口が大東市に移るということです。ただし、幼稚園は幼稚園のままですので、認定こども園ではありません。制度としては新制度という枠組みの中に入りますので、朋来幼稚園も現在は認定こども園です。聖心保育園も保育所ですが認定こども園で、皆制度としては同じところに入ります。幼稚園としては変わりません。

Ａ委員：細かいところですが、施設型幼稚園で名前はそのままの幼稚園ということは、中で働いている職員は、幼稚園免許と保育士免許、両方持っているのですか。

Ｆ委員：資料に書かれている氷野保育園のように幼保連携型認定こども園へ移行した場合は、幼稚園教諭と保育士資格の両方を取得していなければいけません。大東市の施設型給付幼稚園というのは年少さんから年長さんまでの幼稚園だけなので、長時間の子がいないので、幼稚園教諭の免許だけでよいです。保育所も保育士免許のみでよいです。今はそのような形になっています。

合田会長：他ご質問等ございますか。

Ｄ委員：【表３】諸福幼稚園の利用状況について、令和６年の見込はわかりますが、今後、閉園する可能性もあると伺いました。私自身、近所の方から幼稚園の在園児や、入園希望者数が減少していると伺いました。保育所でも、０歳児の入所率がかなり減少していると伺っています。諸福全体で出生数が少なく、人口がかなり減少しています。諸福は共働き率も少し高めであったため、もともと保育所のニーズは高かったはずです。入園児童数は確実に令和６年、７年も減ると思いますが、閉園する方向でしょうか。

事務局：今回の資料２ページ目に掲載しておりますのが、令和２年以降の諸福幼稚園の入所状況です。ご覧のとおり、数字としては減少していく見込みです。令和５年度当初の４歳～５歳児枠が３２人という状況で、本市の見立てとしては、引き続き同じ程度の割合で減少していくと考えていました。現在、大東市全体で就学前児童の人口が減少しています。西部地区についても、なかなか数字として厳しい状況である把握していますが、来年度の諸福幼稚園の新入園児童数は、我々の予想を超えて落ち込んでいます。様々な背景があると考えてはいますが、数字として来年度の入園児が５人という状況では、子ども何人いれば、集団生活の中での経験等が培われていくのかということも、考えざるを得ない状況です。

早急に今後について、公立の施設としてどうあるべきか考えていく必要があると思います。

Ｄ委員：子育て従事者の観点からみると、諸福には規模の大きなマンションが複数建設されたので、例えば、子どもが生まれたことで引っ越す等、一気に子どもが増えた時期がありました。しかし現在では、落ち着いてきた段階だと予想しています。居住地域の近くに、幼稚園や保育所が整備されていると、引っ越しを検討している子育て世帯にとって、とても大きいポイントだと思います。諸福幼稚園は本来、そういう場所だったと思います。諸福幼稚園の隣には、諸福小学校があり、諸福幼稚園を卒園した子どもが、諸福小学校へ進学するような形が多かったです。閉園する可能性があることは、地域計画的なところも絡むと思います。例えば、居住計画において、諸福や新田の地域は、おそらく住宅エリアという感じではないと大東市の総合計画から聞いたことがあります。いわゆる工業地帯なので、あまりそこを考慮していただけなかった点が一つあると思います。そのため、子どもの数がこれほどまでに減少しているのではないかというのが、私の見立てです。そのあたりは都市計画の際に、今後どうしていくのか等、連携して考えておられるのでしょうか。

事務局：おっしゃるように、まちづくりの話になりますので、福祉の部署からこういう方針でと言うことはなかなか難しいところではあります。まちづくりの観点から見ますと、西部地域が今後、子育て世代に特化した方向でまちづくりを進めていくというのは、現状ではなかなか見えづらいところです。マンションの新築につきましても、現在はひと段落して、特に新しい話も出てきておりませんので、基本的には、このままの状態が続いています。それを前提として、子育て施設の整備も進めていかなければならず、難しい状況です。住道駅周辺のように、今でも整備が進んでいる状況の場合は、それに合わせて検討できると思います。そういう状況もありながら、思った以上に数字が落ち込んでいるのは、例えば１号認定の利用人数が減少しているだけでもない点も正直あります。それについて、時間的な猶予がどのくらいあるのかをしっかり見定めながら、公立幼稚園のあり方を早めに考えたいと思います。

Ｄ委員：先程のアンケートでは、最初に居住地域を質問していますが、そのデータは出ますか。例えば、就労を希望しているが、働けない方が実は西部地域に多い等のデータ分析もされるのでしょうか。

事務局：エリアで分けて分析をすることはできます。そういった形での検討は行っていくつもりです。

Ｄ委員：これまでは、されていなかったのですか。

事務局：大東市は、事業計画を大東市全体として1区域として計画しています。例えば、西部と東部と計画書で比較していくことはないですが、データの中ではそういった分析も可能だと思います。西部地域ならではの特色や状況について、このニーズ調査からつかんでいきたいと思います。

合田会長：よろしいでしょうか。他に質問はありますか。

特にないようでしたら、これをもちまして本日の議題はすべて終わりました。各委員の皆様方、活発なご意見をいただき誠にありがとうございました。それを踏まえた上で、今後のニーズ調査をお願いできればと思います。これより先の進行については、事務局のほうへお渡しします。よろしくお願いいたします。

事務局：合田会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年度第２回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。